

飯塚市健康の森公園一般施設管理運営要綱(平成18年飯塚市告示第117号)の一部を
改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市健康の森公園一般施設管理運営要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(農園の使用者)</p> <p><u>第3条</u> 農園を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所又は居住地を有する<u>18歳以上の者</u></p> <p>(2) 本市の区域内に住所又は居住地を有する<u>18歳以上の者を代表者</u>とし、かつ<u>2人以上</u>で構成される団体</p> <p>(3) (略)</p> <p>(農園の使用期間)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(農園の使用者の募集)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(農園の使用者の決定)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2 市長は、前条の規定による募集において、応募者が<u>募集区画数</u></p>	<p>(<u>ゲートボール場の使用料減免</u>)</p> <p><u>第3条</u> <u>ゲートボール場の使用料は、規則第9条第4号の規定に基づき、使用者の8割以上の者が65才以上の場合、その使用料を全額減免する。</u></p> <p>(農園の使用者)</p> <p><u>第4条</u> 農園を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所又は居住地を有する<u>世帯</u></p> <p>(2) 本市の区域内に住所又は居住地を有する<u>個人を主たる構成員</u>とし、かつ<u>5人以上</u>で構成される団体</p> <p>(3) (略)</p> <p>(農園の使用期間)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(農園の使用者の募集)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(農園の使用者の決定)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>2 市長は、前条の規定による募集において、応募者が<u>複数の場合</u></p>

を超えた場合には、抽選により使用者と決定するものとする。ただし、前年度農園使用者が応募している区画については、前年度農園使用者を使用者とするものとする。

(栽培作目)

第7条 農園では、使用許可の期間を超える永年作物、植木、果樹等の栽培を認めない。

(権利の譲渡)

第8条 農園は16m²を1区画として使用することができ、その使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(免責事項)

第9条 飯塚市及び本施設管理業務の受託者は、農園使用上での自然災害、獣害、病虫害若しくは盗難等による栽培作目等の損害又は農園の使用者間での紛争等に対して、責任を負わない。

(農園使用上の注意)

第10条 農園の使用者は、条例第5条及び規則第2条に定める事項のほか次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) フェンス等の公共物を利用した栽培等を行わないこと。

2 (略)

(農園の返還及び検査)

には、申請書の提出日時が早い者を使用者と決定するものとする。ただし、前年度農園使用者が応募している区画については、前年度農園使用者を使用者とするものとする。

(栽培作目)

第8条 農園では、使用許可の期間を超える永年作物、植木、果樹等の栽培を原則として認めない。

(権利の譲渡)

第9条 農園は16m²を1区画として使用することができ、その使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

(栽培作目等の損害等)

第10条 飯塚市及び本施設管理業務の受託者は、農園使用上での自然災害、病虫害又は盗難等による栽培作目等の損害等に対して、責任を負わない。

(農園使用上の注意)

第11条 農園の使用者は、条例第5条及び規則第2条に定める事項のほか次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(農園の返還及び検査)

第11条 農園の使用者は、使用許可期間満了の日までに当該農園を整理し、飯塚市の検査を受けたのち返還するものとする。

2 許可期間満了後に放置された栽培物は、飯塚市又は本施設管理業務の受託者において処分する。

(農園の整理)

第12条 (略)

第12条 農園の使用者は、使用許可期間満了の日までに当該農園を整理し、管理者の検査を受けたのち返還するものとする。

2 許可期間満了後に放置された栽培物は、管理者において処分する。

(農園の整理)

第13条 (略)

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。